

平成24年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年9月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世  
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎  
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男  
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二  
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉  
 11番 立入三千男 12番 太田 健一  
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄  
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子  
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史  
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雅
教育委員会政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

○議長（田中良隆君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

（日程第1）

○議長（田中良隆君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

なお、報道機関より写真撮影の申し出があり許可しましたので報告いたします。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

（日程第2）

○議長（田中良隆君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第16番、三和郁子君、第17番、鈴木市朗君を指名いたします。

（日程第3）

○議長（田中良隆君） 日程第3、前日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次、発言を許します。

質問にあたりましては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第16号、第15番、田中孝嗣君。

○15番（田中孝嗣君） どうも皆さん、おはようございます。15番田中孝嗣です。私は教育問題の支援教室について質問をさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。6月末に支援教室に通う家族の方から相談を受けました。子どもが授業に遅れていると言われ塾に行かせたが、塾の先生に僕は2つの組

を持っている。クラスのものには1つなのに支援教室からクラスに戻ってくると僕が習っていない漢字や算数の計算が黒板に書いてある。僕はそれをずっと後から習う。何で僕だけのけもんになるの。みんなと一緒に国語や算数を習いたいのに、塾の先生に訴えたそうです。塾の先生から早く学校で相談するようと言われて、幸い担任の先生が来る訪問日であったので担任の先生にすべてをお話しお願いしました。しかし、勉強も3カ月遅れているので今すぐには無理で、システムにのっとなって関係者と相談しますと言われ、明確な返事をいただけませんでしたので、どこに相談すればよいのかわからず、私のところに相談に見えました。学校や教育委員会の方に家族の方とともに相談をさせていただきましたが、なかなか答えがいただけませんでした。この中で、中学関係者や教育委員会の方の発言、何かと首をかしげるようなものが多くあり、この場でまた真意を確かめたいと思っております。今回の件で、教育に関してどこに相談すればよいのか難しいと思いました。できることなら気楽に相談できる窓口が必要であると思うんですが、その辺についてお答えを願いたいと思います。

また、2番目。今、どれだけの方がこの教室に通っておられるのか。また、学校別に示していただきたいと思えます。

3番。野洲市は福祉が充実しているということで多くの子どもさんがよそから転入をしていると聞いているが、そういう方は何人いるのかお答えを願いたいと思えます。

4番。一度支援教室に入れば、子どもがクラスの友達と一緒に勉強したいと言っても戻れないのか。その辺もお答えを願いたいと思えます。

以上です。大分僕も目を悪くして、できるだけゆっくりと詳しく答弁を願いますようお願いいたします。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） おはようございます。田中孝嗣議員の教育問題の支援教室についての質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の窓口についてであります。今回の件につきまして最初の相談は保護者から今もありましたように学級担任にあったと聞いております。これは、学級担任が週に1回は家庭訪問をし、学校での本児の様子を保護者に伝え、連絡を密にしていることもあり、その結果として学級担任には気軽に相談できていたのだとこのように考えます。そしてまた校長も学校教育課の担当とともに、保護者さんと2回面談をし、このことについて話し合っております。このように何事も学校が十分気楽に相談できる窓口になっている

とこのように認識はしておりますが、直接教育委員会の学校教育課に保護者の方が来ていただいてもご相談に応じているところでございます。

現に、何人もの保護者の方が学校教育課に相談に来られておりますし、そしてその相談内容によりましては学校や関係機関とも連携をとりながら対応をさせていただいているところでございます。

次に、第2点目の教室に通っている児童、生徒の数についてであります。現在、市内の小中学校9校に特別支援学級が33学級あります。そこに、179名の児童、生徒が在籍をし、学習しておりますが、各学校ごとに人数を示すことにつきましては公開を望まれない保護者もおられますし、在籍児童、生徒の少ない学区につきましては個人名が特定される恐れもあることから、お示しすることを差し控えさせていただきます。

次に、3点目の転入してこられる数についてであります。現に特別支援学級在籍児童の中には、就学前などから多くの他府県、県内他市から転入するケースが見られます。その一部の保護者から聞き取った情報によりますと京都市からの転入の方では、野洲市の特別支援教育が進んでいると聞いたので転居したい。インターネットなどでも野洲市がよいという情報にぶつかるということでもあります。しかし、個々の転入につきまして、転居をとまうこと以外に特に理由を問うことはございませんので、福祉が充実しているという理由から転入してこられているかどうかを確認しているわけではございませんので、人数を確定することはできかねます。

最後の4点目の特別支援学級から通常学級へ戻ることについてでございますが、特別支援学級から通常の学級に在籍を変更することにつきましては、野洲市就学指導委員会での審議や手続を経て行うことが一定の手続として定められておるところでございます。これは、特別な支援を必要としている児童、生徒の就学を一部の関係者だけで決定しないためのシステムであります。野洲市就学指導委員会は支援を必要とする幼児、児童、生徒の望ましい就学先として養護学校、特別支援学級、通常の学級のどれかを答申をいたします。その際、当該の幼児、児童、生徒の学校生活を直接訪問観察し、発達検査等の結果を検討いたしまして、学校、園の意見や保護者の意向を総合的に判断をし、就学先を答申をすることになってございます。したがって、特別支援学級に在籍する児童、生徒の保護者が通常の学級に在籍の変更を希望した場合は、学校を通じて、野洲市就学指導委員会に申し出があり、それに基づきまして審議がなされ、通常の学級で学ぶことがその子どもにとって適切であると当委員会が判定を致しますと、その旨の答申がなされるということでご

ございます。

もちろん、保護者が通常の学級を希望されましても就学指導委員会がこの子どもが特別支援学級で学ぶことが適切であると判定する場合がございます。しかし、このような答申が出ましても、子どもの就学先については最終的には保護者の決定が尊重されると、このようになってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（田中良隆君） 田中孝嗣議員。

○15番（田中孝嗣君） 多くの方が支援学級に通っているということであり、また野洲市は教育が充実しているから、よそからも何人か来ておられるということで、本当に素晴らしいことは素晴らしいことだと。ただ、私が今回問題にさせていただいているのは、親御さんに相談を受け、学校へ行きました。親御さんと一緒に。もちろん、学校関係者の校長先生やいろんな方にお会いしてお話をさせていただきました。皆さん、口は上手なんですね。我々と違って。だから、学校の立場で物をしゃべらるんですね。気楽に相談してるんじゃないしに、一方的に押しきられるんです。だから、本当に相談というあれではないと僕は思いますよ。一般の方が、どれぐらい多くの方が気楽に相談に来てはると。ほとんど、言うことが伝わってないと思いますよ。教育委員会でもそうです。

そういう中で、私がおじいさんとおばあさんと一緒に、初めは学校寄せていただきました。ほな、校長先生はおじいさん、おばあさんの話ではあきませんと。親と来てくださいます。家族なんですから、別に代理というあれもありますんで何ら問題はないと思うんですけど、そういう言い方です。で、もう一回、今度はおばあさんと親が寄せていただいて校長先生にお願いに行ったという話を聞いております。その中で、おばあさんはもう出てきなさいと。出されたという話なんですけどね。何か、人権問題にもかかわるようなおかしな話なんですけど、子どもとか孫の幸せを願うのが家族みんな同じなんですよね。そういう対応しか学校はできないんですよね。

だから、そんな気楽に相談できるというような状態では、私が行っててもないのやから、普通の親御さんでは絶対難しいと思いますよ。だから、やっぱり教育委員会ももうちょっと考えるべきであり、その中で世間体をおまえは気にしているのかと、そういう言い方をされたという話なんですけどね。それも教育者として発言していいことか悪いことぐらいわかんと思うんですけど、こういう言葉も発言されております。だから、ようけ言うことはあるやけど。

私は教育議長かな、相談させていただいて親の意見も聞きたいという話だったんで、学校が。親と連れて行きますわと言ったら、教育部長がそんなもん、1年生に入るときに十分に話し合っているから今さら親と呼んできてもうても話してもしゃあないとか、そういう発言が出てきてるんですね。だから、教育委員会どうなのかなと思うような言葉が出てきてるし、これは私でさえもそういうことを言われてるんですから、一般の親御さんだったらもっときついと思いますよ。だから、その辺について教育長はどういうような指導をされているのか。

それと、教育委員会はいろんな形でさっきも教育長がおっしゃったように、親御さんや子どもの意思が大事ですと。子どもがかわいいかと言えやあという話ですよ。ほんで、これ6月の末なんですよ、教育委員会やら学校やらに相談に行っているのが。今、もう9月です。3カ月たってるんです。就学指導委員会にかけると。こんなもん、かける必要がどこにあるんですか。子どもが行きたいと願ってるのが優先じゃないんですか。これもおかしい話だと思うけど、子どもが中心じゃないですね、言ってるのが。学校の体面と手続だけをやってるだけであって、この辺もちょっともう一度お答えを願いたいと思います。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの中で、それぞれ個々の発言のやりとりにつきましては、私が直接聞いたり確認をしておりますので、もしも保護者の皆さんに不愉快な目、あるいは相談に来ていただいた方々に十分な説明意思が伝わってないとなれば、これはやっぱり反省をしなければならないと思いますし、このことにつきましては、十分に教育委員会あるいは学校への保護者の相談につきましては対応させていただくようにさせていただきたいと、こんなふうに思います。

少し、学校長のほうから今出てきましたことについて聞いている範囲でお答えを申し上げますと、例えば祖父母の方と保護者の方が一緒にご相談に来られたりということでございますね。そのときに、保護者のご意見としてお聞きをしたいということで、少し祖父母の方には違うところでまた別のものが対応させていただいたと、こんなふうにも聞いております。しかし、私が詳しくそこら辺のやりとりをきちっと検証したわけじゃございませんので、もしもその辺で十分な説明やあるいは十分なご理解がいただけてなくてそういうようなことが進められたとすれば、これはやっぱり後の反省にいかしてはいきたいと、こんなふうに思います。

ただ、最後の保護者と子どもが最終的にそういった就学を決めさせてもらうというよう

に申し上げました。しかし、子どもと言いましても就学を決めるのが就学前の幼児のお子さんであったり、あるいは小学生の低学年であったり、今の就学前から小学1年生に入る、そういった時期に子ども自身の意思で決めるということは、これは難しい話でございますので、当然、保護者が決定をする。決定をするというか最終意思は保護者のご意見を尊重すると、こうなります。今の場合、6月にそのお話の相談がございまして、それを年度の途中に変更するというのが、これは一定の手続が必要ですよということが、先ほどご答弁申し上げましたように就学指導委員会で、その子どもが一番いいところでどういう学びの場所で学んでいただいたほうがいいのかということ、これを就学指導委員会のメンバーの中にはお医者さん、それから臨床心理士さん、それから特別支援教育についての専門家の先生。それから、特別支援学級の担任の先生。あるいは校長。そういったメンバーが一人一人のケースを検討をして、そしてどういった就学をするのがいいのかということを検討をして、答申を出しておるところでございます。したがって、学年が変わるときに、そういった答申をもう1度就学指導委員会にかけまして、そして、学年が変わるときに変更をしていただく。こういうことは可能でございますが、ただ、年度の途中に変更というのが、これは手続上非常に難しい。こういうことです。ただ、非常に病気でございましてかいろんな緊急の場合で、そういった変更があるということはこれは当然でございますが、こういった通常の場合ではそんなことになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 田中孝嗣議員。

○15番（田中孝嗣君） なかなか納得する返事はいただけない。私も議員になってから、教育委員会を変えてやろうということで、いろんな形の中で教育問題、一般質問してまいりました。しかし、何ぼ言ってもぬかにくぎみたいなのを打っているみたいなもので、何の効き目もない教育委員会なんですね。どこの教育委員会も。旧中主町の時代から。また、野洲市の時代から。だから、何ぼ言うてもあかんということはわかってるんですけど、ただ、子どものいじめ問題、きょうもテレビで朝から北海道の中学1年生の子どもがいじめで自殺したというような話もありますんで、本当にいたましい事件が数々起こっております。私が言いたいのは、おばあさんがやいやい言うから親はしゃあなしに言いに行ってるというような捉え方をされてるらしいんですけど、あの塾で子どもは僕だけのけもんや。みんなと一緒に勉強したいのに、と訴えてるんですよ。それは何も親やおばあさんの意見じゃなしに、子どもが感じて小学校2年生の子が訴えるということについて、一刻も早く

やろうという、教育委員会はそういう気持ちは全くないんですか。何かこないだのいじめの質問にしても何にしても、子どもが優先や、子どもの変わりをいち早く発見していじめやいろんなもんを発見していかなあかんとの答弁ございましたよね。だから、子どもがこういうふうに訴えているのに、家庭の問題とか、学校の質の問題とかそんなもん関係ないんです。子どもがやっぱりどう思っているか。それを優先にすべきやと思うし、何学期であろうが普通の教室に戻してやれるものは戻すべきやと思うんですけど、その辺について、もう一度返答いただけますか。

○議長（田中良隆君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 今もございましたように、やっぱり教育というのは子どもが優先をされますし、子ども中心に教育を実践をしていくというのが、これは基本的なところでございます。ただ、今の場合、就学指導をどうするかというのは、先ほど申し上げましたようにやはり子どもだけで決められない問題ではないかと。保護者がその決定権を持っているし、そして本当にその子どもさんがどういう就学のところで学ぶのが一番いいところはどうかということ、例えば就学指導委員会という専門家のそういった知見で就学先を答申をさせていただいております。ただ、何回も申し上げましたように、最終的には保護者の方がどうするかというのを、決めていただくと。こういうことになってございます。

もう一点、このお子さんがのけ者になるという、こういうように訴えておられるということでございますが、本来その子どもさんがどこで学ぶのが一番いいのかということで就学指導委員会が答申を出し、そして今そこで学んでおられるわけです。こういう子どもさんの訴えというのは、これはいろんな場面に出てきていると思いますし、もっと違う訴えも出てまいります。そこは、子どもさんにここで学ぶこと、そして自分がこういうふうな今学びをしていることは、どういう意味があるのかというのが、これは専門の担任の先生なり、あるいは学校には特別支援のコーディネーターといういろんな知識を持っている先生もおられます。そういった先生方にご相談をさせていただきましたら、子どもなりに上手にその辺のところを納得をして学習ができるように進めていただければいいかなと、そんなふうにご考えますので、その子どもさんのそういった訴えにつきましては、また学校のほうとご相談をいただければ結構かと思いますが、何回も申し上げますけれども、その子どもさん、一人一人がどこで学ぶのがいいのかということで、今きておるわけです。それを、保護者さんが変えてほしいということで、これは学年の途中では無理ですから、



次の学年へ上がるときに就学指導委員会にかけさせていただいて、そしてその答申をもらって、そして保護者が決めていただくという。こういうように次の学年の変わり目にしていただくというのが一定のルールになってございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（田中良隆君） 次に、通告第17号、第20番、河野司君。

○20番（河野 司君） 20番、河野です。今回、山仲市長に対しましてマニフェストについて質問をさせていただくように通告をさせていただきました。

きのう、その回答をいただきまして、もう大体、私の質問しようとしていること、皆書かれておりますのでちょっと困っておりますけれども、しかしやはり過去の首長の選挙の時の公約、また今回の公約と比しまして、やはり市長の本気度というものがどういうお考えなのかと。その辺をやっぱり明らかにしなければならないと、このように思いまして質問をさせていただきます。

その中で、市長の1期目という中の成果という中で、一番大事なところ、人とまちが元気になるということの評価されている。本当にこれは一番の我々の願いでありますし、まちが元気になる、人が元気になるということは当然まちの発展ということにつながりますので、これは本当によかった、いい成果だとまず思っております。

そして、このマニフェスト、やはり過去の前市長さん、また前の町長さんも、そのときそのときの思いをマニフェストにされました。特に、駅前開発。そして、国8バイパスのことも公約に掲げられたこともございます。駅前開発、これも何回か公約にあげられましたけれども進展せず、公約違反ということになりました。その都度、私も追及をしたものでございまして、大変答弁に窮しておられたことを思い出します。やはりこれもペーパーでございましたけれども、書いたものでございますけれども、マニフェストはやはりその人となり、その候補者の真意と言いますか本気度というものを明らかにするということが本当に有権者の皆様に声が届くということでございますので、我々はいつも話をしておりますので、市長の本気度というのも大体わかりますけれども、一般の市民はなかなかそこまでわからないという中で、きょうは少し何項目かに分けまして、市長の言葉で一応今の考え方を申しただけであればありがたい。このように思います。

さっそく私も、この文書を見て氏名を書かせていただきまして、入会をさせていただきましたので、よろしく願いします。

あとは、本当にこの本気度というものを、これをいただければ。まして、もっと大きい

支援につながると、このように思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

まず、このマニフェストの中でございます。これからの思い、理念を書かれておりますね。やっぱり伸びようとする市民、そして企業への成長支援。こういう大変大事なことでございます。当初見ましても、やはり元気になるということがまちの発展につながりますので、しかし、それには多くの財源が必要でございますね。そんな中で、県、国に要望活動していただくのはもちろんでございますけども、まず、地元が元気になる。やっぱり地元の商工業が元気になる。そういうことが一番の大事なことでございまして、その中で市民や企業への成長支援と書かれておりますけど、これはもう一つ言えば地元、特に地元の皆さんの支援をしていくと。このように思っていたきたい。このように思うところでございます。

そして、先ほど言いました駅前周辺整備というふうに書かれた、わくわく楽しくという項目の中に書かれておりますけれども、この駅前、私もずっと駅前のことは申しておりますけれども、やっぱり何でかという、今野洲駅あそこでございます。そもそも、古い方に聞きますと、八幡通ってちょうど今の比江のあの辺を通過して、そして大津のほうまで走ると、そういう法線が明治20年代ぐらいにできたのかな、書かれていたというようなことを八幡がやはり地域の方が都合が悪いというなかで、このもっと山地にとふったということです。そのときに、あそこにおられました地主の方が尊い資産を提供したということで、あの位置になったんやと、このようなことの話も聞いておまして、やっぱり野洲駅の思い、野洲駅を素晴らしい駅にせなあかんという思いは、私、ずっと持ってきておりますので、いつもそういう質問をさせていただいたところでございます。駅前に対する話、これ市長、活気のある賑わいのある野洲駅を目指すというふうに掲げておりますけれども、具体性がないということで、もう少し具体性、今市長の考えておられる駅前像、よそに比したらぐあい悪いですけど、野洲の駅前にふさわしい、どのような図面が頭にあるのかな、このようなことも思うわけで、これからいろいろな皆さんの意見も聞きながら構築していこうということでございますけれども、一つの基本となる市長の頭の中にあるそういう思いといいますか、それをざっくりとお聞きしたいなとこのように思うところでございます。

また、この企業支援ということもございますけれども、私、いつもいいますけれども、やはり地元が元気にならなければならないということは、やはり地元の方を支援して、それで元気になって仕事していただいて、雇用をふやして、そして少しでも利益をいただいて

その税収がこの市に入るといふような、そういう循環をさせてという、そんな思いで特に地元の企業者を支援していかなければならん、こういう思いでございますので、この辺も少しお考えございましたら、思いをお聞かせいただきたいと思います。

また、わくわく楽しくの中で、環境整備と観光の振興と、これも大事なことでございまして、この今の時代、本当に安近短といえますか、そういう旅行、そういう観光がだいぶ言われている中で、この素晴らしき野洲の歴史の中のこの観光資源を、やはりどういうふうに生かしたらいいかなというふうな市長の考え、思いというものもお聞かせいただければ幸いです。

あとまた一つ、しっかり安全安心という中でございますけれども、市民を守る防災体制と、これ今防災、大変言われます。いつ何が起こるか分からないというこの時代、教育問題もそうですけど、危機的な状況にある。本当に防災も大事にしなければならない中で、やはり意識を上げていく。今回、消防自動車の中で優勝したということで今度10月7日ですか、東京のほうに行かれます。私も30年前、消防団でポンプ走行で一番員やってましてですね、あのとき湖南のほうへ大会に行きましたけど、総合評価でかなり低かったので反省をしておりますけれども、そのときはやはり意識が薄かったと思います。参加すればいいというふうな中で私もやってたのが悪かったなど。やっぱり今のように、優勝するぐらい、そんだけ意識高めてもらっているのは本当にうれしい限りでございまして、そのような中で、野洲市に対して、やはり防災、またいろんなその社会の中の危機的な部分、それをどうすれば、どういう意識を持っていただければいつも危機管理ができ、被害を最小限に食い止められるというふうなそういう考えございましたら、ひとつその辺をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（田中良隆君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまの河野議員の10月の市長選のマニフェストについてのご質問にお答えをいたします。いろいろもう内容に踏み込んでいただきましたんで、私のほうから述べるよりは、いぶんご質問の中で触れていただいておりますので、骨格の部分だけかいつまんでお答えをさせていただきます。

常々申してますように、やはりまちづくりの基本的な姿勢といえますか、重要なところは、透明性と公正であるのと公平であるという、これ物すごく重要だというふうに考えてます。透明というと、例えば水で言えば透きとおっていてきれいだということなんですが、

そういうことだけじゃなしに、きれいであれば水の場合魚住まずと言いまして豊かさがないわけですが、そうじゃなしに透明性によっていろんな批判、ご提案、あるいはチェックも生まれてきますし、ご提案の中から新しい取組とか創造的な活動も出てくると思っていますので、この3つというのは物すごく大事だというふうに思っております。

その中で、まず財源、いろんなプロジェクトを今考えておりますが、当然財源が必要であります。まずは、やはり事業所、あるいは市民の活動による税収の増というのが根本であります、それなくして基本的なまちの財源というのではないと思っております。

もう一つは、議員もご指摘いただいています、私も最大限国、県の制度的な特定財源活用してるつもりではありますけれども、それを最大限有利に使うというのがもう一つであります。

それと、財源ではないんですが、いわゆる無駄を省くといいますかサービス、あるいは施設の優先度を見極めて市民へのサービスは落とさないけれども施設とかそういった重複しているものについては削減する中で、経費の削減が逆に収入になりますから、そういった3つの方策で財源の確保を取り組んでいきたいと思っております。

実際、市内の企業、新しい事業所、そう大きくないのがきてますけども大きいのは安定をしていますが、野洲駅北口の2年前に立地したところも、それ前後私が就任したときにはまだ未知数でありましたけども、その企業にとっては中核的な開発と製造の拠点になります。その後も、余り市民の方とか行政にもリアルタイムで情報もらってませんので市役所も知らないのですが、ときたまの情報で聞いてますと、かなりの中での拡張がされてます。それと、今、二、三、立地企業の事業拡張の相談も受けてまして、基盤整備、水だとかそういったことの相談を受けてますので、これはよそにないある意味で幸いな状況、設備投資が堅調に進んでいるのではないかなというふうに思っておりますので、これもいろいろ市の細かい政策、情報提供の中での対応だというふうに考えておりますので、これまでの産業政策を一段強化して立地企業とか新規企業の展開による税収の増を図っていきたくて考えております。

それと、市街化区域を大きく拡大をしたりとか、大規模住宅の開発もこれも進んでおりますので、安心をしすぎたらだめですけど、そういった形で財源が確保できるというふうに考えています。

あと、賑わいにつきましては、これから駅前、あるいはいろんな拠点のところについては市民のご意見を伺いながらなんですが、賑わいというと何かざわざわしてるような思い

がにぎわいと思われてますけども、そうではなくって、まず市民の方がゆったりと生活ができる、そして交流ができる。その中にいろんな商機、ビジネスチャンスが生まれてくるというものでないとだめだと思っておりますので、あまり私のほうから言うよりは市民のご意見なんですが、単にお店があつたらいいというんじゃなしに、人が集った中にお店が立地するという形でのまちの展開を望みたいなと思っております。そういう意味では公共の空間をきちっと位置づける必要があつて、それをすることによって地域が発展する、人が集われるという方向に持っていきたいというふうに考えております。

それと、観光ですけども、これも常々申してますが、観光というのはよそから人が来ていただいて、地域を楽しんでいただく。あるいは食べ物とかを楽しんでいただくということですけども、まず市民が楽しまないとだめでして、市民が愛好しないものをよその人が愛好したり賞味するはずはありませんので、まずやはり市民の方に地域を知っていただいて地域を愛好していただく中で、よそからも来て楽しんでいただくということだと思っております。今、抜けているのはやはり琵琶湖、湖岸域。すばらしい湖岸を持っていますが、現状ですと市民からの利用もうまくいかないような状態ですし、当然外からも限られています。やはりもっともっと、野洲市域の琵琶湖というのはすごくいい地域を占めてますので、それを活かす中で市内の観光資源を活用していきたいというふうに考えております。

一般的には全国で一番とかいろいろ言われますけど、それも大事ですけど、私はそうじゃなしに、今住んでいる方たちが住んでることによって元気になる。毎日の生活からエネルギーがくみ取れるようなまちづくりにしたいというふうに考えています。その基盤は先ほども田中議員からも特別支援だとかいろいろご意見ありましたが、十分じゃないかわかりませんが、まずはそういう基礎的な部分のサービスもきちっとやりたい。学童保育の充実もそうですし、高齢者の方へのサービスもそうです。あと市民生活相談、ちから入れているのも、これもやはり経済的な破綻というのは災害と一緒にだと思っております。そういうことで、市民のあらゆる相談に答えて対応できるような仕組みというのも大事だというふうに考えております。

最後に、防災につきましては、当然、一気ににはできませんけども、設備でやれる部分と人の対応でやれる部分、これをきちっと見極めまして最小限の被害で済むような取り組み、今もやっていますけれども、防災センター、これは箱としてじゃなしに機能としての防災センターの充実の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、河野議員のマニフェストに関するご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 河野司議員。

○20番（河野 司君） 大変踏み込んだ内容の話をしていただきまして、山仲市長の本気度がよくわかりました。

どうぞよろしく申し上げます。終わります。

○議長（田中良隆君） 次に、通告、第18号。第17番、鈴木市朗君。

○17番（鈴木市朗君） おはようございます。

一般質問3日目のラスト、一番最後ということで行政の皆さん方には最後の質問ですので、明確な回答をいただければ5分か10分ぐらいで終わっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日、私は2題の質問を出させていただいております。まず、9月は防災の月でございます。まず、最初に防災の月にちなんで山林防災の件に触れてご質問をさせていただきたいと思っております。

オゾン層の破壊により、地球温暖化が年々進む中、南極の氷の溶解度が激しく氷の上で生活している動物に影響が生じていると報告されております。ここ数十年で海面が50センチ上がり、また氷河についても同じことが言えると報告されております。我々人間が地球の寿命を考えるとすれば、どのような取り組みをすればよいのか言うまでもございせん。

先だって発表されました南海トラフ地震の想定ですね。これが死者最大32万人を超えるという海溝型の地震でございます。しかしながら、私たちの周囲をとりまくところにおいてはそうした海溝型地震というものについてそう影響はない地域に住んでおるので、その点については一安心しているところでございます。ちなみに、阪神大震災は海溝型地震の3月11日に起きました東日本大震災の1,000分の1以下のエネルギーによって起こった地震なんですね。それにもかかわらず6,000人の方が尊い命を落としているという、そういう事例がでております。いかに、その内陸型で起こる活断層における地震、それがすごく脅威になって東日本大震災の1,000分の1のエネルギーの地震でも6,000人以上の方が影響を受けているということでございます。

さて、9月1日、防災の日になんで、ある商業誌から出た記事でございますが、これは内陸部の地震を想定して出されているものでございます。それを、もろに触れる前に、まず私たちのとりまく山々はどのような形でできているのか。それも、ちょっとネットで調べていきました。私が地理で習ったときは、たしか収縮山という表現で先生に教えても

らったことがございます。収縮山というのは地球が冷えたときに縮まる。縮まったら当然上へ隆起していく。そういうような原理で先生は収縮山という名称を使われたんだと思います。で、いろんなどころで山の生い立ちを調べてみたところ、その収縮山という名称は使われてないんです。一つ、ネットで調べてもらった中で、山には3つのでき方があるというように出ております。火山が噴火してできた山は、そしてまた今言うたように引っ張られたり縮んだりしてできた山、そしてまたそこに水が降って浸食された浸食山というようなものが考えられるということでございます。

今回、私が質問いたしますのは、その質問用紙にも出しております私たちの周囲をとりまく三上山、妙光寺山、田中山、旗振山の防災対策ですね、これについてお伺いしたいところでございますが、その質問に入る前に活断層というのはどのようなものであるのかということ、まず最初にご説明をさせていただきたいと思っております。

この私たち近畿地方というのは、地震帯で言えば中央構造線というような位置づけがされております。で、近畿の地形は起伏に富んでいて美しい。それは、特に活断層が多いことの裏返しということでございます。活断層がつくった平野は水の便がよくって水田耕作にも向きます。また、そこには人が集まります。また、平野に恵まれた近畿には都も生まれ栄えてきました。ところがその一方で、常に地震とは隣り合わせで庶民は生活をしているということでございます。地震の記録で一番古いのは、416年ですね。416年の日本書紀に地震という名前できちっとしたものが書かれております。また、1185年に琵琶湖西で起きた地震、これはマグニチュード7.4。これはかなり大きな被害を与えたということが報告されております。私が考えるのには、活断層というものは、海洋型地震と違って海洋型地震というのは、地震予知連が察知すれば20分、30分後に告知されます。ところが、活断層の場合はそういう地震予知は全くできないんですね。いつ起こるか分からない。だから、阪神大震災でも6,000人の命が奪われたというわけです。私たち、今滋賀県におきましても県内を走る断層帯と活断層は7本あるということが報告されております。

県はそのうち今後30年以内に地震が発生する確率が比較的高い琵琶湖西岸断層帯と花折断層帯の2本について2005年に被害想定を公表しております。多くの死傷者や、建物の損壊が生じる可能性を指摘しております。琵琶湖西岸断層帯は高島市北部から大津市南部にかけて約50キロにわたります。国の地震調査研究推進本部が3年と9年に公表した長期評価では断層帯全体が活動すればマグニチュード7.8程度、北部でも7.1程度

の地震が起きると推定しております。それを受けて、県は断層帯全体が活動することを前提に断層帯の破壊が始まる地点を大津市中部と北部、高島市の3つのケースに分けて被害を想定しております。発生時刻の被害が最も多い総評として死傷者数が1万1,000人前後、全半壊棟数が9万から10万戸としております。花折断層帯は琵琶湖西岸断層帯のすぐ西に位置し、高島市北部から京都市、京都府、宇治市まで長さは58キロに及ぶと報告されております。国による3年の長期評価では、大津市の花折峠から宇治市までの断層帯中部が活動した場合、7.3程度の地震が30年以内に起きる確率は0.6%であるということでございます。この断層帯について、震度分析が琵琶湖西岸断層帯の破壊が大津市中部で始まるケースとよく似ているため、県では国の被害想定より大きい死傷者1万4,440人、全半壊は10万戸に上がると見ております。ただ、県は東日本大震災を受け、被害想定の見直しに着手しております。その理由といたしまして、両断層の被害想定は耐震性の低い建物が多く、被害率の高かった1995年の阪神大震災に基づいており、県北部を中心に積雪地域を抱え、柱の太い建物の多い県内の事情を反映していなかったということでございます。また、県は有識者でつくる地震被害想定調査検討委員会を9月にも設置し、県内にあるどの断層帯で被害を想定するかを決定、その後県で被害軽減の対策を検討しているということでございます。

滋賀県におきましては、琵琶湖西岸断層帯、最大予測震度がマグニチュード7、死者が1,274名、全壊が4万5,994と報告されております。そこで、長々と申し上げましたが、私が一番心配しておるのは、例えば皆さん方、三上山を見られる、妙光寺山を見られる、田中山を見られる。そして、旗振山を見られる。と見られたときに、山がどのような状態になっているかということでございますね。野洲甲西線から三上山の頂上付近を見ても、かなり大きな岩がございます。ありますね。で、三上の方にそれなりに岩の名前がついてあるんやろうということをお聞きしましたら、だれ一人岩の名前を全部言ってくれる人がなかったんですよ。ほんで、割れ岩とかミニ岩とか、そういうような名称がついてあるのはよくわかるというようなことをおっしゃってましたが、そのほかにも、かなり大きい岩場があります。私が高校時代、その割れ岩で、私より3年先輩の方が登山のときによく登山につきもののロッククライミングという、そういう練習をされていたということも私、高校のときに記憶にございます。それだけ、大きな岩が三上山にあるということですね。そして、先ほど申し上げましたこの中央構造線帯にマグニチュード7の地震が発生したとすれば、その三上山の岩がどのような形になっていく、それを私



心配しているんですね。そして、また今年、大津市で集中豪雨がありました。そのときに、田上の一部でかなりの被害が出ましたね。この間、新聞に載ってましたら、復旧に15億かかるというようなことが、数字はちょっと間違っと思ったら失礼しますが。それを受けて大津市は、すぐに3億の補正予算を補正で組んでいったということが新聞にあがってありました。だから、三上山の現状はそういうことで。

次に、妙光寺山ですね。市長の地元でえらい申しわけないんですが、妙光寺山を見えますと、あれは昭和何年ごろでしたかな、私が高校を卒業して義勇消防団に入隊したときに2年か3年で。ですから、昭和40年ぐらいまでですかね、市長。妙光寺山の火災が起きたとき。私もいち早く野洲区の可搬式ポンプを持って妙光寺山まで走りました。それから数十年経過して、やっと山に緑が戻ったなというときに先だって妙光寺を見てもみると、関西電力の送電線の下が、樹木がばっと伐採されてるんですよ。そうすると、先ほど申しましたように、近畿地方の山は収縮山ですから、その長年の風化によって土が洗い流されて花崗岩がどっと出てるんですよ。これが、例えば、地震が起きたら風化している花崗岩が当然、下へ落ちるのは当たり前ですね。三上山しかり、妙光寺山しかり。せっかく緑が戻ってきたというのに、関西電力が伐採してしまったらね、ああいうことは国有林ですから市のほうに手続何かは、僕はないと思うんですけどね、だから、そういう部分をやっぱりこれから考えていかなだめだなということを思っております。

そして、田中山。ここ約10年前ぐらいでしたかね、火災が起きたのは。田中山ね。あっこもネットで全部出てきておるんですね。全部ネットで上げたんですよ。便利な世の中になったんですね。これは三上山の頂上のご神体の石ですね。田中山でも言ったようにこういうような花崗岩の風化したやつがところどころに点在しているわけなんですね。こういうのも先ほど言ったように、同じような条件のもとで一つ間違えばすべてのものが落下していくということについては、これは間違いのないわけですね。ですから、その山林防災ですね、要するに集中豪雨、そしてまた地震、そうしたことについての対策はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。前置きが長くなりまして、申しわけございません。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、鈴木君の山林防災対策につきましてご答弁をさせていただきます。三上山、妙光寺山、田中山、旗振山の状況でございますけども、この土砂災害警戒区域の指定がされております。この指定につきましては、土砂災害警戒区

域等における土砂災害防止対策の推進に対する法律に基づきまして、土石流や急傾斜地の崩壊箇所を滋賀県知事が指定をしているところがございます。野洲市の土砂災害警戒区域等の指定状況は、平成24年3月30日現在では土石流60カ所、急傾斜地の崩壊27カ所となっております。このうち、三上山での土石流は12カ所、急傾斜地は3カ所、妙光寺山での土石流は5カ所、急傾斜地は4カ所と。田中山での土石流は3カ所。急傾斜地はございません。旗振山では土石流は2カ所、急傾斜地は2カ所となっている状況でございます。ご質問の山林防災対策及び落石対策につきましては、順次県にて補助事業の範囲内で人家に危険を及ぼす箇所から整備をお願いしているところがございますが、指定区域も多く、事業費も大きくなることから全国的に見ましても整備率は低くなっております。したがって、急傾斜地対策事業の補助対象基準の緩和や大山川土石流対策事業も含めまして、今年度においても8月10日に知事に要望させていただいたところがございます。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） ありがとうございます。本市では防災対策の一環としてクリーンセンター裏の山の、たしかあれは稲荷川でしたかな、県がやってくれた砂防堰堤は。あれは稲荷川水域ですね。そこの砂防の堰堤、あれはかなり大きな事業でしたね。私もあれは見に行きました。県もよくやってくれたと思います。そして、三上地区では山出地先のちょうど今、三上コミセンの駐車場がありますね。あそこの辺ですね。いや三上小学校ですね。あそこは急傾斜で工事をやっていただいたわけですね。そして、またこれに引き続いて南桜の砂防堰堤、あれも今かかってもらっておりますね。あれはいつ完成するのか、またちょっとお教え願えますか。今、こうお聞きしますと、急傾斜地についてかなりの箇所があるわけですね。急傾斜地アンド落石という、そういうようなものが当然考えられますので、これを全部やっ払いこうとすると莫大な金もかかってくるとうことはこれは私も理解しております。できれば、国、県のほうへ強く要望して、やはり山の下にお住い、また野洲市全体のそういうような安全にかかわることですので要望させていただいてかかっていただきたいというその心構えはどういうように思われますか。一問一答ですから、順番に。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） まず、心構の前にですね、最近のいわゆる急傾斜地なり堰堤の整備状況でございますけども、ご指摘ございましたとおりクリーンセンターの裏に

つきましても県で2カ年にわたりまして砂防堰堤を整備をしていただきました。そして、大篠原の少し山奥になりますけれども、昔にサロク牧場がありました。あれが割谷山という砂防でございましたけども、あそこも県が堰堤を整備をしていただきました。

そして、2年前には大篠原の出町の国道のところですね、非常に急傾斜地があったという形で、あそこも堰堤を整備をしていただきました。そして、現在、南桜のほうで大山川系のさかしな川の水系が大分危険であったということで整備をしていただきますし、今度は旧の琵琶湖側、いわゆる名神高速道路の上のほうの堰堤ですね、2カ年にわたって整備をしていただく予定でございます。

そして、急傾斜地につきましてはご指摘のとおり、三上山のふもとのほうで整備をしていただいておりますけども、ただ、一番問題なのは急傾斜地の対策でございますけども、危険箇所は非常におおございますけれども、全国的にも今非常に多いということで、あくまでも人家が連檐している、10軒以上が連檐しているところを対象区域として整備の対象になっているというところでございますけども、なかなか県下におきましてもなかなか整備率が低い、河川、道路の整備率に比べましても格段に砂防堰堤の關係の事業、整備率が低くなっておるのが現状でございます。だから、ご指摘のように少しの大雨でも全国的に大きな被害が発生しているというような状況でございますので、先ほど申しました、今10軒以上が、10戸以上が急傾斜地の対象事業ということをごございましたけども、これを少しでも緩和していただく、例えば5軒以上の対象となりますと全国的にもふえますけども、野洲市の対象箇所も非常に大きくなりますので、そういった形で少しでもやっぱり対象区域を多くして、特定財源で整備をしていただけるように砂防協会の実は役員も市長がやっていただいておりますので、そういった会議もたびたびございますので、そういう席でも声を強くして砂防事業を進めていただくようお願いをしているところでございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 先ほど申し上げましたが、妙光寺山の電力会社による伐採ですね、せっかく山林火災の後、あれだけ緑が復活してきて、切り倒したところの現場を見てもらったらよくわかりますが、もう花崗岩ですね、あそこはずっと。で、植栽するにもなかなかできないんですよ。だから、それは電力会社にやはり伐採した責任として、やっぱり低木でも植樹してもらおうというようなことを電力会社のほうに要望というより、せい、というように言ってもらえるような覚悟はございますか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） これは私の所管ではないと思いますが、実は関西電力は当然、地役権という形で高圧線を通しておりますので、その線下補償という形で逆にあんまり木が伸びますと、関西電力の送電に影響があるという形で伐採をしている。ただ、それにつきましては私も大篠原生産森林組合やっておりますので、その木に対しては補償はちゃんといただいております。ただ、そういった低木を植えるとか、そういった対策がまだまだなされていないような状況でございますので、それにつきましては関西電力に強く申し入れをしていきたいなというふうに考えております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） それは、やっぱり市民全体の声として、やっぱり電力会社にそれはどこでもそうですやん、高圧線の走ってる下は当然線下補償で、みなお金出してるわけですよ。それはわかってます。そやけど、それは線下補償だけのもんであって、所有権まで変わってないんですよ。国有林ですから。所有権なんて変わるわけないです。線下補償の分だけなんです。ですから、低木のサツキとかそういうような常緑系に関するような山サツキでよろしいやん。そういうのでもやっぱり植えてくれと。みっともないと。今、こういうような中央構造線帯にこれだけの被害が出てくるということが報告されてあるのに、電気屋さん、あんた何してるねんと。それをよく考えてくださいということはやっぱり、強く申してください。よろしいですか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） はい。ご指摘のとおり、関西電力に対しまして強く申し入れをさせていただきたいなと思っております。それと、1カ所修正をさせていただきたい。先ほど、南桜の大山川系のさかしな川についてはすべて完了と申しましたが、4カ所のうち3カ所が完了済みでございまして、1カ所についてはちょっと用地の関係、地権者の用地の関係でちょっとまだ用地買収済みでおりませんので、これだけはまだ未着手であるということだけのご了解を賜りたいと考えております。名神高速道路の先ほど言いました旧びわこ学園のところににつきましては、先般補正予算の連絡をしました。南桜自治会で用地買収は既に整いましたので、これにつきましてはこれから整備を着手していく予定でございますので、それだけはよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（田中良隆君） 南桜の用地買収は、3月議会でしたかな、予算化されたのをそ

のときに要するに県が買い上げるわけやから収用にかかるのかかからへんのか、税金がかかるのか、かからへんのかというようなことを勉強会で議論していたこともありました。それはよく覚えております。まだ未買収地があるわけなんですね。今の未買収地は大体どれぐらいあるんですか。

○議長（田中良隆君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） さかしの川系、いわゆる南北桜に突き当たります、あれの上流のほうでございます。あれの名神高速道路の上でございますけども、面積はわずかでございますけども、たくさん地権者がいてそのうち1名が用地買収にまだちょっと応じていただけないということになりますので、やっぱり当然、公共事業の基本は用地買収が完了して登記がきちっと終わった時点で当然工事に着手するということになりますので、ちょっと今そういった関係で、いろんな関係で今地権者に交渉させていただいているというような状況でございます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 一日も早く砂防堰堤が完成するように、そしてやっぱり周辺住民の安心安全が確保できるようにすべていろいろな山を申し上げましたが、田中山につきましても山林火災で田中山受水槽があるところですね、田中山がずっと山林火災で3日ぐらい燃えましたね。あのとき、私も出させていただきました。そういうようなこともありますし、そしてまた田中山の受水槽でしたかな、あれも桜生のほうでしたかな、雨の浸食によって貯水タンクがちょっと傾いたことがありますね。だから、ああいうタンクですら人為的につくったものはそういうような現象自体がおきるわけですから、覚えないですか。貯水槽が、ちょっと雨の浸食によって傾いたという。それ、あるんですよ、実際。ありますね。だから、そういうような事案が出てるわけなんですよ。やっぱり、こういう山林、山々についての対応というのは十二分にやっぱり心してかかっていたきたいということをご期待申し上げましてこの山林防災については質問を終わらせていただきます。

次に、交通対策について中島市民部長さんにお尋ねをしたいと思います。

昭和50年代より我が国のモータリゼーションの発展は世界に類を見ない急速な発展を遂げてきました。各企業、家庭においては必需品としてその役割を果たし、今日に至っております。しかしながら、我が国の道路状況は依然として改善されてない。特に国道、地方道においては顕著にあらわれております。当市にとっても、国道、県道、市道と数多く貫通しております。今年度に野洲市、守山市、栗東市で国道8号バイパス期成同盟を立ち

上げ、早期の完成を目指し努力していただいておりますことに敬意を表するとともに、1日も早い完成を願うものであります。そこで、当市の道路交差点。国道、県道、市道の右折だまりですね、これは何カ所あるのかということです。というのは、なぜこの右折だまりをお聞きするということは、今回の補正も、この市三宅東部の区画整備事業の中で、当初設計には右折だまりはなかったですね。市長の提案でしたかな、これは絶対右折だまりは必要やという提案があって、右折だまりに対する東部区画整備組合の中の土地の換地修正で補正予算を見てますね。で、右折だまりというのは道路にとって非常に重要な役割を果たしている。というのは、直進車、左折車に対しての、その延滞なく進行できるというそういう役割を果たしているんですね。だから、その右折だまりというのは何カ所ぐらいありますか。

○議長（田中良隆君） 答弁要求者に市民部長となっておりますが、直接的には都市建設部長ということで都市建設部長に答弁いただきます。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、鈴木議員の交通対策についてご答弁を申し上げます。市民部長というご指名がございましたが、国道、県道の所管も若干しておりますので、そういった関係で私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、国道8号線の右折だまりでございますけども、全部で12カ所ございます。場所は御上神社前交差点、野洲駅口交差点、小篠原交差点、これは野洲中学校の野洲サルベージさんの前でございますけども、井上金属前交差点、浄勝寺前交差点、大篠原北交差点、これはクリーンセンターの入り口でございます。また、信号は設置されておきませんが、希望ヶ丘スポーツプラザ交差点で設置をされております。県道では57カ所ございます。ただ、若干、県道大津長浜線と県道野洲線の交差点北地域が4方向の右折車線の設置がされてます。また、県道大津能登川長浜線と県道木部野洲の交差点、久野部交差点でございますけども、3方向の設置ができております。

市道に関しましては、道路、認定路線ごとに航空写真で確認しましたところ、市道と県道、または国道との交差点で60カ所となっております。その中で、市道市三宅小南線と、市道辻町小比江線。いわゆる総合体育館手前の交差点と市道市三宅妙光寺線と市道中央線との交差点は4方向の右折斜線の設置ができております。以上答弁とさせていただきます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） ありがとうございます。次に、この右折だまりに対する右折方向のこの信号矢印ですね。右折だまりに対する進行矢印の信号機の場所を特定したので何

カ所ぐらいございますか。

○議長（田中良隆君） 今度は市民部長に答弁をいただきます。

○市民部長（中島宗七君） 矢印信号の関係は交通規制の関係でございますので、私のほうから答弁させていただきます。市内の矢印信号でございますが、国道と県道との交差点では、御上神社前交差点の1カ所。県道と市道の交差点では大篠原の浄勝寺前の交差点の1カ所。県道同士の交差点では久野部跨線橋の交差点、北桜の希望ヶ丘口交差点、及び三共前の野洲北詰交差点の3カ所。県道と市道の交差点では野洲市役所前交差点、北野小学校前交差点、三上小学校前交差点、仁保橋の小南北交差点、及び久野部跨線橋東和田の方側の交差点の5カ所。合わせまして、市内では10カ所に設置しております。以上です。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） この右折だまりについて、なぜ質問をするかと言えば、端的に場所指定して言います。市三宅妙光寺線ですね。あそこの行事神社の信号機、右折だまりは当然ございます。ところが、朝のラッシュ時に野洲高校の生徒が横断歩道を渡るんですね。そうすると、右折だまりに駐車している車が、学生が横切るとかそういうことで矢印信号がないために、もうそれこそやないがJRのずっと向こうまで朝車が渋滞してるんですよ。朝ね。ですから、私が言いたいのは、あそこに右折の信号機をつけてくださいということをお願いしてるわけなんです。どうですか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。先ほどの浄勝寺前の交差点は県道と市道と申しましたが、国道と市道の交差点ということで訂正させていただきます。ただいまのご指摘のありました交差点につきましては、一度実態、私も把握しておりませんので状況を把握した中で設置に向けて精いっぱい努力させていただきたいと思っております。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） 今、市民部長に状況把握してからということでございますが、当然自分の目で確認していただくのが一番やと思いますけれども、これはもう常々周辺の人からも、とりあえず車の出入りもできない。右折ができないからということで、アンダーパースのまだ向こうまで車が並んでいるような状況なんですね。で、右折だまりからはずれた線に入っている車が直進しようも何しようも、左折しようもそれがたまってきよるんですよ。20秒ぐらいの矢印信号があれば、それは10台や20台の車、はけるわけな

んですよね。で、市民部長、いつ、自分の目で確認に行ってもらえますか。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 今週以内には現地は確認させていただきます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） もう日もないことですので、朝早起きして。私の言ってることも間違いないわけなんですね。やはり、朝7時から9時前までぐらいはそこで確認してください。私が言ってる状況でしたら、どのような手続で、どのように動かれます。

○議長（田中良隆君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） ただいま議員からご指摘のあった場所につきましては、今年度要望では上がってない場所でございますので、手続としてましては現地確認させていただいた後、公安、守山署の交通課の職員と一緒に現地も確認していただきまして新たな要望箇所として公安のほうへ要望していきたい、こういう手続になってこようかと思えます。

○議長（田中良隆君） 鈴木議員。

○17番（鈴木市朗君） ありがとうございます。1日も早い矢印信号が設置されるよう、よろしく願いいたしまして、長々とやりましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（田中良隆君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。本日の日程はすべて終了いたしました。お諮りをいたします。明7日から9月20日までの14日間は休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。よって、明7日から9月20日までの14日間は休会することに決定いたしました。なお、念のために申し上げます。来る9月21日は午後1時から本会議を再開をいたします。本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さんでございました。（午前10時29分 散会）



野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年9月6日

野洲市議会議長                    田 中 良 隆

署 名 議 員                    三 和 郁 子

署 名 議 員                    鈴 木 市 朗

